

「ディベート！ 歯科医院に常備すべき救急医薬品は？」

「われわれが常備している救急医薬品の使い方を解説してもらえないでしょうか。」

医療安全の講演を依頼された時に、多くの先生方からよく依頼される内容である。救急医薬品のリストを拝見させていただくと、「え！ これを静注するのですか？」とお聞きしたくなる救急医薬品が含まれていることがある。

救急医薬品は、病院内では共通のものが各部署に配置してあり、歯科医院などの診療所であれば地域ごとに救急医薬品のセットが推奨されている場合が多い。つまり、多くの医療従事者は自身ですべての救急医薬品を選んで常備している訳ではないので、使い方（適応や投薬方法など）がよくわからない救急医薬品も含まれているのである。

患者急変時に必要と考えられる薬がまとめられたものが救急医薬品であるが、多彩な病態に対応する薬がそれぞれ異なるため、救急医薬品と呼ばれている薬も多種類に及ぶ。しかし、これらのすべての救急医薬品が常備されている訳ではない。対象患者、医療行為の内容、および医療環境などによって、常備されている救急医薬品の組み合わせは異なっている。

では、歯科医院ではどのような救急医薬品が常備されているのだろうか？

歯科医院に常備されている救急医薬品の内容には差があり、様々なパターンがある。薬品数も 20 種類近くの救急医薬品を常備している歯科医院もあれば、2-3 種類という歯科医院もある。その組み合わせも様々なようである。

では、歯科医院ではどのような救急医薬品が必要なのか？

様々な観点から、いろんな議論できると考えられる。どういう患者が通院しているのか？ 歯科診療ではどんな全身偶発症が多いのか？ 頻度は？ 救急医薬品を実際に投与（静注など）することができるのか？ 医療経済的には必要最小限でいいのではないのか？ 法的解釈は？ 自身ができなくても常備はする責任があるのではないのか？ 自身で投薬するよりもいち早く救急搬送して、専門医の処置を受ける方がいいのではないのか？

歯科診療における医療安全の一環として、歯科治療中に発症した偶発症に対して適切な初動対応をすることが求められている。心肺蘇生を含む一次救命処置、バイタルサインの評価・モニタリング、および救急搬送はその基本であるが、救急医薬品を避けて語ることはできない。

このシンポジウムは、地域歯科医療で医療安全の指導的立場で貢献できる、われわれ歯科麻酔科医が、共通の認識をもって、歯科医院に必要な救急医薬品について語るができるようになることを目的に、当学会の安全医療委員会によって企画された。まず、工藤 勝委員に基本的な知識を提供していただき、次に、異なった観点からこのテーマを切り込むために、志岐晶子委員および佐久間泰司委員に、あえて異なった立場から解説していただき、ディベート形式で会場の皆様と一体となって議論を深めたい。